

令和6年度第4回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：令和7年1月29日（水）10時00分～11時20分
場 所：徳島県職員会館 第2会議室
議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議
「ケーズデンキ藍住店」の変更届出
「ラ・ムー石井店」の新設届出
「小松島ショッピングプラザ ルピア」の変更届出
出席委員：名田委員、兵頭委員、内田委員、吉田委員、岡部委員、藤代委員
県出席者：（事務局）経済産業部 企業支援課
（大規模小売店舗立地連絡会員）関係各課

■議題1

「ケーズデンキ藍住店」の変更届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委 員：今回の変更後、指針による必要駐車台数を下回る収容台数となるが、法的に問題はないのか。

事務局：法的に問題があるわけではない。指針の必要駐車台数算出式は、国が平成10年に実施した全国調査の結果を踏まえて、全国的に統一した運用基準として示されたものであり、地域の実情や店舗ごとの特性など、個別の観点までは含まれていない。そのため、今回のように、設置者が、必要な駐車台数を合理的な根拠やデータを明示して算出し、駐車需要の充足について十分な対応がなされていると判断できれば、指針台数を下回る収容台数であっても、当然にあり得るものとされている。

委 員：今回は既存店舗なので、実態調査結果を使って、この店舗の必要台数を算出しているが、新設の場合であれば、そうした調査ができない。そのため、この店舗同様、一般的には、新設届出時、指針必要台数を整備している店舗が多いのか。

事務局：そうである。ただ、物販であっても、例えば家具屋など、大きなものを売るため店舗面積が大きくなるけれども、スーパー等に比べると、そこまで来客の出入りが多くないと予想される特性の店舗であれば、新設時であっても、指針必要台数を下回る台数で足りるという根拠を明示した場合、特別の事情として、指針以外の方法で算出することもできる。

委 員：指針算出式は、あくまで参考値だと思うが、今回の変更後、指針必要台数を下回ってしまう。こうした事例は、過去にもあったのか。

事務局：類似例として、今回と同じ家電量販店である、徳島市中吉野町のヤマダデンキの事例がある。新設時に指針必要台数を整備していたが、開店後の利用実態調査結果を使って、必要な台数を算出し、指針必要台数以下に変更している。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

（質問、意見なし）

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としては無しといたします。

→意見なしで終了

■議題２

「ラ・ムー石井店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：騒音予測によると、C地点では、5km徐行であれば、なんとか規制値を下回る結果となっている。ただ、国道から入店する際、現実的に5kmまでスピードを落とすことができるのか疑問である。そのため、徐行の励行以外で、何か対策すべきかと思う。

事務局：設置者側に確認したところ、C地点に近いこの住居にお住まいの方に対して、騒音の影響があること、また、騒音対策としてフェンスを設置することや場内看板や路面標示等による徐行励行を行うことなどを説明したと聞いている。この住居との敷地境界には、目隠しフェンスを設置する計画であるが、これについては、日照や蓄熱の面で了承いただいたフェンスと聞いている。

そのほか、騒音対策について補足すると、C地点付近の駐車場は、来客用でなく従業員用とすることで、アイドリング禁止や空ぶかし禁止、前向き駐車などの指導を行いやすく、来客よりも出入りが少なくなるため、このような配置を計画している。また、夜間においては、この付近を使用せず、従業員は店舗東側の「従6～21」と書かれた駐車場を使用する計画と聞いている。

委員：騒音予測がほぼ「×」となる例はあまり見たことがない。騒音対策が必要だが、5km徐行は、現実的には難しいだろう。具体的に取りうる対策として、先ほどの補足にあったような、場内看板や路面標示、従業員への駐車方法の指導など、できる対策はしっかり講じていただく必要がある。

事務局：計画地周辺は、入院可能な病院が立地しているため、規制基準値がより低く設定されていることも、この予測評価となった一因であると思う。今回、C地点の夜間最大値は40dB以下で評価している。

委員：24時間営業を計画しているので、騒音の影響が24時間続くと非常に問題である。

委員：騒音予測結果が全て「×」であるため、騒音対策は必須と思う。その中でも、特にC地点付近の住宅への騒音の影響が懸念される。苦情等が発生した場合は、遮音壁の見直しなど設備面での対策を含めて、誠意を持って対応していただく必要がある。加えて、前向き駐車で駐めるなど、従業員に対し騒音への配慮を指導いただきたいこと、また、場内看板や路面標示、交通整理員による誘導など、速度を落とさせるための対策を徹底していただくことが必要である。

委員：現実的に、国道側の出入口を塞ぐことが難しいのは理解できる。町道側1箇所だけになるのも混雑が予想される。そのため、結論としては、「誠意を持って対応いただく」ことをお願いしたい。例えば、今後、技術向上や新製品開発がなされ、遮音性・日照性などが優れた、今より良いフェンスを設置できる可能性もあるだろう。そうした際には、住民の方の意見に対して、きちんと誠意を持った対策を検討いただきたい。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

（質問、意見なし）

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の3つの意見について、知事宛に申し添えることとします。

- ①騒音に関する苦情等が発生した場合は、遮音壁の見直しなど設備面での対策を含め、誠意を持って対策を講じていただきたい
- ②周辺住居への影響を少なくするため、前向き駐車やアイドリング禁止など、従業員に対して騒音対策を指導いただきたい
- ③場内看板や路面標示、交通整理員による誘導など、車両走行速度を低減させるための対策を徹底して講じていただきたい

→意見なしで終了

■議題3

「小松島ショッピングプラザ ルピア」の変更届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：店舗敷地内にバスが運行しているとのことだが、どのようなルートか。

事務局：変更後の平面図で言いますと、県道を東から西へ進み、出入口①を通過、停留所

へ巡回し、出口①から県道へ出て行くとのことである。

委員：バス運行経路付近に、障がい者の方など配慮が必要な方の駐車場がある。理想を言えば、ソフトバンクさんの東側に移すなど、店舗出入り時にバスと交錯しない所に駐車場を配置する方が望ましいと思う。

事務局：現在、配慮が必要な方向けの駐車場は2箇所ある。いずれも、店舗エントランスにできる限り近い所で配置しており、西側はキョーエイに近く、東側はドン・キホーテに近い。

委員：ドン・キホーテ側の出入口を利用するとき、バス運行経路を横断するため、障がい者の方や歩行者等の安全対策を講じていただく必要がある。

委員：駐輪場②についてだが、変更したことを知らずに、これまで駐輪場だったバス運行経路に停めてしまう方が出てくると思う。変更後の駐輪場はここだと、一目で分かるような注意喚起や案内の標示が必要である。

委員：変更後の駐輪場②に停める場合、自転車を持って階段を上がらなければならないのか。

事務局：スロープがあるので、そこから上がっていただく計画である。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

（質問、意見なし）

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の2つの意見について、知事宛に申し添えることとします。

- ①東側障がい者用駐車場から入店する際、バス運行経路を横断するため、車椅子を利用している方など配慮が必要な方や歩行者に対する安全対策について配慮いただきたい
- ②変更後の駐輪場の位置が一目で分かるよう、注意喚起や誘導の看板・標示を設置するなど対策を講じていただきたい

→意見なしで終了